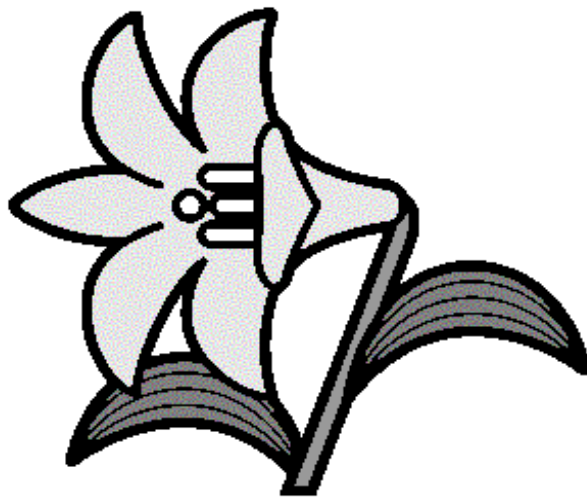


令和7年8月1日現在

令和7年度

三条市 中小企業 金融制度のしおり



市の花 ひめさゆり

発行：三条市経済部商工課

三條市の制度融資（令和7年8月1日現在）

	制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額	期 間
経営安定支援	中小企業振興資金	1年以上市内で同一事業を営む中小企業者	運転設備 借換 (借換は市制度融資からの借換に限る)	4,000万円以内 ※限度額までは増額借入が可能	運転 7年以内 設備 10年以内 (含据置1年以内)
	小規模企業者振興資金	○使用従業員 ・20人以下の工業・鉱業・建設業 ・5人以下の商業・サービス業(ただし、宿泊業と娯楽業を主たる事業とする事業所は常時雇用する従業員が20人以下の場合は対象) ○1年以上市内で同一事業を営んでいること	運転設備 借換 (借換は市制度融資からの借換に限る)	2,000万円以内 ※限度額までは増額借入が可能	運転 7年以内 設備 10年以内 (含据置1年以内)
	地方産業育成資金	市内に事業所又は、住所を有する中小企業者	運転設備	1,000万円以内	運転 5年以内 設備 7年以内 (含据置6か月以内)
経営強化支援	経営力強化対策資金	(多工程化枠、通常枠共通) ○経営力の強化に取り組む方 ○使用従業員 ・商業、サービス業:5人以下 ・製造業、建設業:20人以下 (セーフティネット保証5号の認定を受けている場合は21人以上50人以下) ○6か月以上市内で同一事業を営んでいること	(通常枠) 運転設備	4,000万円以内 ※限度額までは増額借入が可能	10年以内 (含据置1年以内)
		(多工程化枠のみ) ○既存の生産設備が担っている工程とは異なる工程を担う生産設備を導入し、工程の幅を広げる多工程化に取り組む方	(多工程化枠) 設備		
その他	企業設置等促進資金	○企業設置奨励条例に規定する指定を受けることが確実な企業 ○中小企業集団化奨励条例に規定する指定を受けた中小企業者、事業協同組合等	設備 (左記条例に規定する対象固定資産)	1億2千万円以内	20年以内 (償還期間10年以内 含据置1年以内) (償還期間10年超含据置2年以内)

	制 度 名	利子補給の対象者	利子補給対象融資限度額	利子補給割合
創業支援	創業者支援資金 利子補給制度	○取扱金融機関が実施する創業者向け融資を受け、当該融資にかかる利子を支払っている方(ただし、利率が年0.9%以下の場合または、創業支援資金が新潟県の実施する制度融資に基づくものである場合は交付対象外) ○市内で創業しようとする、又は融資実行の日が創業後1年を経過していない方 ○市内に住所又は、事業所を有する中小企業者	750万円以内	0.9%を超える部分の利率 (上限2.0%)

借入れについての注意事項

- 融資の手続き及び償還方法について、各資金の融資要綱・規則に定めるもののほか、利用する金融機関と十分な打合せを行ってください。
- 設備の設置場所は三條市内に限ります。
- 納付期限の到来した市税を滞納している場合は利用できません。

融資制度HP



利 率	償還方法	担 保 ・ 保 証	信用保証料補助	取扱金融機関	受 付 場 所	申請に必要な書類
償還期間7年以内 年1.45% 償還期間7年超 年1.6%	毎月 元金均等 分割 償還	原則として、 保証協会の保証付き その他取扱金融機関及び 保証協会の定めるところ	○ (下部参照)	市内 金融機関	市商工課 栄、下田SC	・中小企業振興資金融資申込書 2枚 ・委任状(※代理者が申請する場合)
償還期間7年以内 年1.45% 償還期間7年超 年1.6%	毎月 元金均等 分割 償還	保証協会の 小口零細企業保証付き その他取扱金融機関の定 めるところ	○ (下部参照)	市内 金融機関	市商工課 栄、下田SC	・小規模企業者振興資金融資申込書 2枚 ・申込人の所在地を示した書類 (確定申告書の写しなど) ・委任状(※代理者が申請する場合)
年1.85% (責任共有制度対 象外の保証付き) 年2.05% (責任共有制度対 象の保証付き) 年2.35% (保証無し)	取扱い金 融機関の 定めると ころ	取扱金融機関及び 保証協会の定めるところ	×	市内金融機関		《申込は市内取扱金融機関へ》 ・地方産業育成資金借入申込書 ・その他金融機関が必要と認めた書類
償還期間7年以内 年1.45% 償還期間7年超 年1.6% (年1.0%の利子補 給あり)	毎月 元金均等 分割 償還	原則として、 保証協会の保証付き その他取扱金融機関及び 保証協会の定めるところ	○ (下部参照)	市内 金融機関	市商工課	・経営力強化対策資金融資申請書 2枚 ・事業計画書(ビジネスプラン、過去3年間の収支 状況と今後3年間程度の収支計画など) ・事業内容詳細(指定フォーマット) ・直近3期分の決算書 (固定資産台帳、税務申告書、減価償却計算書 を含む) ・設備資金の場合は見積書 ・運転資金の場合はその積算根拠 ・委任状(※代理者が申請する場合) ※融資内容の審査があります。審査結果 が出るまでに1か月程度かかります。
償還期間10年以内 年1.9%(保証付き) 年2.1%(保証無し) 償還期間10年超 年2.3%(保証付き) 年2.5%(その他)	毎月 元金均等 分割 償還	保証人は2名以上 組合にあっては全役員 その他取扱金融機関及び 保証協会の定めるところ	×	市内 金融機関	市商工課	・企業設置等促進資金融資申請書 (申請内容によって様式が異なります。) ・企業設置奨励条例または中小企業集団化奨励 条例に規定する奨励金交付対象指定申請書の写し ・見積書(原本) ・位置図、平面図 ・定款(法人)等 ・委任状(※代理者が申請する場合)

利子補給期間	償還方法	担 保 ・ 保 証	信用保証料補助	取扱金融機関	受 付 場 所	申請に必要な書類
融資実行日から 3年間	取扱い 金融機関 の定めると ころ	取扱い金融機関の定めると ころ	—	創業向け 融資 を取扱う 金融機関 すべて	市商工課	・創業支援資金利子補給承認申請書(初回のみ) ・取扱い金融機関との金銭消費貸借契約書 の写し(初回のみ) ・創業支援資金利子補給金交付申請書兼実績 報告書 ・利子納付済証明書 ・取扱い金融機関が発行する支払済額明細書の写し ・取扱い金融機関に提出した創業計画書の写し ・許認可書等が必要な業種は、許認可書の写し

◎信用保証料の補助について

三条市では、信用保証付きで制度融資を受けた場合、下表の割合で保証料を借受人に代わって支払い、企業の負担軽減を図っています。

制度融資名	リスク考慮型保証料率体系の段階区分										リスク 考慮型
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	対象外	
中小企業振興資金	54%	50%	45%	40%	30%	15%	0%	0%	0%	25%	
小規模企業者振興資金	75%										
経営力強化対策資金 (多工程化枠)	100%										
経営力強化対策資金 (通常枠)	60%	58%	55%	52%	48%	38%	25%	10%	0%	45%	

お問合せ先

各種制度内容についてお問合せ

名 称	所 在 地	電 話 番 号 等
三 条 市 役 所 経 済 部 商 工 課	三条市旭町二丁目6番11号 三条市役所第二庁舎	TEL:0256-34-5610 FAX:0256-36-5111 MAIL:shokoka@city.sanjo.niigata.jp

制度融資申請先(栄・下田サービスセンターは、中小企業振興資金と小規模企業者振興資金のみ受付しています。)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
三 条 市 役 所 経 済 部 商 工 課	三条市旭町二丁目6番11号 三条市役所第二庁舎	0256-34-5610
三条市役所栄サービスセンター総務グループ	三条市新堀1311番地 三条市役所栄庁舎	0256-45-4111
三条市役所下田サービスセンター総務グループ	三条市荻掘830番地1 三条市役所下田庁舎	0256-46-2511

三条市制度融資取扱金融機関

金 融 機 関 名	所 在 地	電話番号
㈱第四北越銀行 三 条 支 店	神明町1-1	34-4111
三 条 東 支 店	神明町1-1	32-2221
三 条 南 支 店	神明町1-1	34-4111
三 条 北 支 店	嘉坪川1-31-4	35-4411
三条中央支店	旭町2-4-31	33-1711
㈱大光銀行 三 条 支 店	本町3-6-25	32-1111
東 三 条 支 店	一ノ門2-1-22	32-3211
三 条 信 用 金 庫 本 店	旭町2-5-10	34-3311
中 央 支 店	本町2-13-7	32-3111
一ノ木戸支店	仲之町1-8	33-3541
四 日 町 支 店	四日町3-15	32-2151
古 城 町 支 店	元町12-15	32-2141
東 支 店	一ノ門2-2-19	32-5481
島 田 支 店	島田2-7-16	34-1561
大 崎 支 店	西大崎1-19-41	38-4401
塚 野 目 支 店	塚野目4-19-30	38-3151
燕 三 条 支 店	燕市井土巻3-129	62-3101
三 条 信 用 金 庫 条 南 支 店	桜木町31-8	32-1511
保 内 支 店	上保内乙321-1	38-4911
月 岡 支 店	月岡1-26-35	33-5270
本 成 寺 支 店	南四日町4-7-46	36-6060
栄 支 店	福島新田丁1022-1	45-5121
下 田 支 店	荻掘1323-9	46-2522
新潟県信用組合 三 条 支 店	本町4-4-48	33-2561
三 条 東 支 店	東三条2-3-5	35-3155
はばたき信用組合 三 条 支 店	興野3-11-12	34-2211
三 条 南 支 店	西四日町4-15-29	35-2225
下 田 支 店	荻掘819-1	46-2323
栄 支 店	東光寺3679	45-3151
え ち ご 中 越 三 条 支 店	興野3-10-8	36-5500
農 業 協 同 組 合 下 田 支 店	荻掘810-4	46-2006
い ち い 支 店	福島新田丁629	45-4151

その他関係機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(公財)にいがた産業創造機構	新潟市中央区万代島5番1号(万代島ビル9F)	025-246-0025(代)
新 潟 県 信 用 保 証 協 会 本 店	新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7階)	025-210-5131
新 潟 県 信 用 保 証 協 会 県 央 支 店	三条市須頃一丁目17番地(燕三条地場産センター内)	0256-33-6661
新潟県 産業労働部 地域産業振興課	新潟市中央区新光町4-1(新潟県庁)	025-280-5240
三 条 商 工 会 議 所	三条市須頃一丁目20番地	0256-32-1311
三 条 市 商 工 会 栄 事 務 所	三条市新堀2290番地	0256-45-3405
三 条 市 商 工 会 下 田 事 務 所	三条市笹岡360-1	0256-46-3073